令和７年度障がい者によるデータクレンジング委託業務契約書

１　委託業務の名称　　令和７年度障がい者によるデータクレンジング委託業務

２　履行期間　　自　令和７年　　月　　日

至　令和８年　３月１９日

３　委託金額　　￥　－

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥－）

４　契約保証金　　免除

上記業務の委託について、委託者　大分県知事　佐藤 樹一郎を甲とし、受託者　　　　を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第１条　乙は、別添の令和７年度障がい者によるデータクレンジング委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき頭書の委託金額（以下「委託金額」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を信義に従って誠実に履行しなければならない

２　前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

（再委託の禁止等）

第３条　乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

２　前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

３　乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託（変更）承諾申請書（第１号様式）を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

４　前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、資料整理、計算処理等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

５　第３項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

６　乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

７　第１項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号の子会社を含む。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。

８　前７項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

（委託業務の調査等）

第４条　甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第５条　甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（期間の延長）

第６条　乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間までに委託業務を完了できないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

２　甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めたときは、履行期間を延長するものとする。

（損害の負担）

第７条　委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

（履行遅滞の場合における賠償金）

第８条　甲は、乙が、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）の割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

２　前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

３　甲の責めに帰する理由により、第１３条第２項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ財務大臣の決定する率の割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

（義務違反の場合における損害賠償）

第９条　乙は、第１５条第５号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

２　甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

（機密の保持）

第１０条　甲及び乙は、委託業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

（１）　秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報

（２）　秘密である旨を告知した上で、口頭で提供される情報であって、口頭による提供

後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

２　甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

（個人情報の保護）

第１１条　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについては、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

（検査及び引渡し）

第１２条　乙は、委託業務が完了したときは、その旨を業務完了通知書（第２号様式）により速やかに甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項に規定する通知を受けたときは、その日から起算して１０日以内に検査を行い、検査に合格した後、成果物引渡書（第３号様式）により成果物の引渡しを受けるものとする。

３　前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定した期間内に補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、甲は、乙から補正完了の通知を受けた日から起算して１０日以内に再検査を行い、再検査に合格した後、引渡書により引渡しを受けるものとする。

（委託金額の支払）

第１３条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って、委託金額の支払を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して３０日以内に　委託金額を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第１４条　乙が第１２条第２項により甲に引き渡した成果物について、甲が種類又は品質に関して契約の内容と適合しない部分（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

２　成果物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかった場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

３　成果物について契約不適合があった場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。

４　甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

５　甲が契約不適合を知ったときから１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

（契約の解除）

第１５条　甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

（１）　履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

（２） 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。

（３）　契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

（４） 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

（５）　本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。

（６）　前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

（違約金）

第１６条　前条各号の規定又は第１４条第２項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の１０分の１を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により契約を解除した場合は、この限りではない。

（契約外の事項）

第１７条　この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必　要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自１通を保持する。

　　令和７年　　月　　日

 甲

 委　託　者

　　　　　　　　　　　　　　　　　 大分県大分市大手町３丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　 大分県知事　佐藤　樹一郎　　印

 乙

 受　託　者

 　 　　　　　　　　　　　　　 印

第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

大分県知事　　佐藤　樹一郎　殿

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

再委託（変更）承諾申請書

　　　　　年　　月　　日付けで契約を締結した令和７年度障がい者によるデータクレンジング委託業務について（ 　年　月　日付け第　号で承諾のあった再委託について）、下記のとおり委託業務の一部を再委託（変更）したいので申請します。

記

１ 委託業務の名称

２ 委託業務の場所

３ 履行期間　　　　　年　　月　　日　～　年　　月　　日

４ 業務委託金額　　　　　　　　　　　円

５ 再委託業務の概要及び（変更）理由

６ 再委託業務期間（予定） 　　年　　月　　日　～　年　　月　　日

（変更）　 年　　月　　日　～　年　　月　　日

７ 再委託金額　　（予定）　　　　　　　　　　 円

(変更)　　　　　　　　　　 円

８ 再委託の相手方

(1)住所

(2)商号又は名称

(3)代表者氏名

９ 添付書類その他知事が必要と認める書類

第２号様式（第１２条関係）

業務完了通知書

下記の委託業務が完了しましたので、委託契約書第１２条第１項の規定に基づき通知します。

記

１　委託業務の名称　令和７年度障がい者によるデータクレンジング委託業務

２　契約締結日　　　令和　年　月　　日

３　履行期間　　　　自　令和　年　月　　日

　　　　　　　　　　至　令和　年　月　　日

４　委託業務完了日　令和　年　月　　日

５　委託金額　　　　￥　,　　　,　　　－

　　令和　　年　　月　　日

住所

商号又は名称

代表者氏名

（担当者氏名：

連　絡　先：　　　　　　　　　　　　　）

大分県知事　　佐藤　樹一郎　殿

第３号様式（第１２条関係）

成果物引渡書

　下記の委託業務について、委託契約書第１２条第２項の規定による成果物の引渡しを終了しました。

記

１　委託業務名　　　　　令和７年度障がい者によるデータクレンジング委託業務

２　契約締結日　　　　　令和　　年　月　　日

３　履行期限　　　　　　令和　　年　月　　日

４　委託業務完了年月日　令和　　年　月　　日

５　完了検査年月日　　　令和　　年　月　　日

６　検査員職氏名　　　　ヽヽ　　　ヽヽヽヽ

令和　　年　　月　　日

（引渡人）

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

（担当者氏名：

連　絡　先：　　　　　　　　　　　　）

（引受人）

大分県知事　　佐藤　樹一郎　　　印

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

（基本的事項）

第１条　乙は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。）及び個人情報（生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することのないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取得の範囲と手段）

第３条　乙は、この契約による業務を行うために機密情報・個人情報を取得するときは、利用目的を明示し甲の同意を得た上で、その利用目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の制限）

第４条　乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、甲の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第５条　乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理措置）

第６条　乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は甲から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該機密情報・個人情報の安全な管理に努めなければならない。

２　乙は、甲が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出してはならない。

３　乙は、第１項の機密情報・個人情報に関するデータ（バックアップデータを含む。）の保管場所を日本国内に限定しなければならない。

４　乙は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、契約時に甲に書面（様式１）で届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様に、変更前に届け出るものとする。

５　乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

６　乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

７　乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密、個人情報等の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。また、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

８　乙は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

（１）金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。

（２）電子データとして保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。

（３）この契約による業務を処理するために情報システムを使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。

ア　認証機能を設定する等の情報システムへのアクセスを制御するために必要な措置

イ　情報システムへのアクセスの状況を記録し、その記録を１年間以上保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置

ウ　情報システムへの不正なアクセスの監視のために必要な措置

（４）保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取扱いの状況等を記録すること。

（５）盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。

（６）バックアップを定期的に行い、機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

（返還、廃棄及び消去）

第７条　甲から引き渡された機密情報・個人情報のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、甲に帰属するものとする。

２　乙は、委託業務完了時に、甲の指示に基づいて、前項の機密情報・個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

３　乙は、第１項の機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

４　乙は、パソコン等に記録された第１項の機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

５　乙は、第１項の機密情報・個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面（様式２））を甲に提出しなければならない。また、第１項の機密情報・個人情報を取り扱わなかった場合も甲に書面（様式２）により報告しなければならない。

６　乙は、委託業務完了後も第１項の機密情報・個人情報を同一内容の業務を行うために引き続き保有・利用する必要がある場合は、甲に書面（様式３）により申請の上、甲の書面（様式４）による承認を受けなければならない。

７　乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

　（責任体制の整備）

第８条 乙は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（業務責任者及び業務従事者の監督）

第９条 乙は、この契約による業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、契約時に書面（様式１）で甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様に、変更前に報告するものとする。

２　乙は、業務責任者に、業務従事者が本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

３　乙は、業務従事者に、業務責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

（派遣労働者）

第１０条　乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第２条に準ずるものとする。

２　乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による機密情報・個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（教育の実施）

第１１条　乙は、業務責任者及び業務従事者に対し、この契約による業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

（意見聴取）

第１２条　甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

（知的財産権）

第１３条　乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

（対象外）

第１４条　甲及び乙は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

（１）提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報

（２）提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報

（３）正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

（４）機密情報を利用することなく独自に開発した情報

（５）保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

２　個人情報の取扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

（契約内容の遵守状況の報告）

第１５条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、この契約による業務に関する機密情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

（事故発生時の対応）

第１６条　乙は、この契約による業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

２　乙は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

３　乙は、甲との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（監査、調査等）

第１７条　甲は、委託契約期間中、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、報告を求めることができる。

２　甲は、乙がこの契約による業務において第７条第１項の機密情報・個人情報を取り扱う場合

は、委託契約期間中少なくとも１年に１回、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・

個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において機密情報・個人

情報を取り扱う委託契約に係る実地検査（書面）報告書（モデル様式）により監査、調査等（以

下「実地検査」という。）をするものとする。

３　甲は、以下の各号に該当する場合は実地検査を書面報告に代えることができる。なお、乙から提出された書面報告の内容に疑義がある場合は、原則として実地検査をするものとする。

　一　乙がプライバシーマーク又はISMS（JISQ27001（ISO/IEC27001））の認証を取得している場

　　合

　二　乙の作業場所について、セキュリティ対策として乙の従業員以外の立ち入りを禁止してい

る場合

三　乙の作業場所が県外等の遠隔地にある場合

　四　甲から乙に提供した個人情報について氏名を番号に置き換える等、容易に照合することが

できない程度の匿名化処置を講じている場合

　五　乙が要配慮個人情報が含まれる個人情報又は特定個人情報を取り扱わず、かつ、取り扱う

個人情報の人数が１００人未満の場合

六　契約期間が１箇月以内、かつ、甲が実地検査を行うと納期の遅延をもたらすおそれがある

場合

注１　「甲」は知事、「乙」は受託者をいう。

２　本特記事項は、委託業務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略して差し支えないものとする。

（機密保持及び個人情報保護に関する特記事項　様式１）

　　年　　　 月　　　 日

大分県知事　佐藤　樹一郎 様

　　　住所又は所在地

受託者名　氏名又は商号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項に係る作業場所及び業務

責任者・従事者の報告（変更）について

年　月　日付けで契約を締結した○○○○事業に係る機密保持及び個人情報

保護に関する特記事項第６条第４項及び第９条第１項に基づき、機密情報・個人情報を取り扱う作業場所、業務責任者及び業務従事者について、下記のとおり報告します。

記

１ 作業場所

|  |
| --- |
|  |

２　業務責任者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属・役職 | 氏　名 | 連絡先 |
|  |  |  |

３　業務従事者

|  |  |
| --- | --- |
| 所属・役職 | 氏　名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（機密保持及び個人情報保護に関する特記事項　様式２）

　　年　　　 月　　　 日

大分県知事 佐藤　樹一郎　様

　　　住所又は所在地

受託者名　氏名又は商号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項に係る

機密情報・個人情報の廃棄・消去について

　年　月　日付けで契約を締結した○○○○事業に係る機密保持及び個人情報保護に関する特記事項第７条第５項に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　甲に帰属する機密情報・個人情報の取扱いの有無　（　有　・　無　）

２　機密情報・個人情報について下記のとおり廃棄・消去

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 備考 |
| 情報項目 |  |  |
| 媒体名 |  |  |
| 数量 |  |  |
| 廃棄・消去の方法 |  |  |
| 責任者 |  |  |
| 廃棄・消去年月日 |  |  |

※１が「無」の場合、２の記載は不要

※廃棄・消去を外部に委託した場合は、その証明書を必ず添付すること。

（機密保持及び個人情報保護に関する特記事項　様式３）

　　年　　　 月　　　 日

委託業者名　　　　　　様

大分県知事　佐藤　樹一郎

機密情報・個人情報の保有・利用の継続について

　年　月　日付けにて申請のあった上記の件については承認します。

機密情報・個人情報の取扱いについては「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、必要且つ適正な措置を講ずるようお願いします。

なお、機密情報・個人情報を引き続き保有・利用する必要がなくなった場合は、特記事項第７条第２項に基づき、速やかに機密情報・個人情報を廃棄又は消去し、同条第５項に基づき、廃棄又は消去した旨の証明書を提出するようお願いします。

（機密保持及び個人情報保護に関する特記事項　モデル様式）

機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る実地検査（書面）報告書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 確認事項 | 点検結果 | 点検内容又は「否」の場合の措置内容 |
| 1. 機密情報・個人情報の取得、利用 |  |  |  |
| (ア)機密情報・個人情報の取得の範囲と手段（特記事項第3条） | ・取得するときは、利用目的を明示し県の同意を得ているか・利用目的に必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しているか | 適・否 |  |
| (イ)目的外利用及び提供の制限（第4条） | ・県が提供した機密情報・個人情報は、契約の目的のみに利用しているか | 適・否 |  |
| (ウ)提供した機密情報・個人情報の複写（第5条） | ・県の承諾なしに機密情報・個人情報が記録された資料等を複写していないか | 適・否 |  |
| 2. 機密情報・個人情報の安全管理措置 |  |  |  |
| (ア)業務を処理する事業所（第6条第2項、第3項） | ・県の同意なしに、機密情報・個人情報を事業所内から持ち出していないか・機密情報・個人情報に関するデータの保管場所を日本国内に限定しているか | 適・否 |  |
| (イ)機密情報・個人情報を取り扱う場所（作業場所）（第6条第4項） | ・作業場所を特定し、あらかじめ県に届け出ているか・作業場所を変更するときも同様になされているか | 適・否 |  |
| (ウ)業務処理のためのパソコン及び電子媒体 |  |  |  |
| ①パソコン等の台帳管理（第6条第5項） | ・パソコン及び電子媒体を台帳で管理し、県が承諾した場合以外は作業場所から持ち出していないか | 適・否 |  |
| ②私用パソコン等の使用禁止（第6条第6項） | ・私用のパソコン等を使用していないか | 適・否 |  |
| ③パソコン等のソフトウェア（第6条第7項） | ・パソコン等に導入されたソフトウェアは脆弱性のないものに更新されているか。また、ファイル交換ソフト等個人情報の漏えいにつながるおそれのあるソフトウェアがインストールされていないか。 | 適・否 |  |
| (エ)機密情報・個人情報の管理等（第6条第8項） |  |  |  |
| ①機密情報・個人情報の金庫等での保管（第1号） | ・金庫等又は入退室管理可能な保管室で保管しているか | 適・否 |  |
| ②電子データの保存及び持ち出し（第2号） | ・電子データとして保存及び持ち出す場合、暗号化処理等の保護措置をとっているか | 適・否 |  |
| ③業務処理のための情報システム使用（第3号） | ・業務処理のための情報システムについて、以下の措置が講じられているか。認証機能によるシステムへのアクセス制御　アクセス状況の記録、保存、分析　不正アクセス監視 | 適・否 |  |
| ④保管・管理のための台帳（第4号） | ・保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写、保管、持ち出し、廃棄等の状況が記録されているか | 適・否 |  |
| ⑤盗難等の防止（第5号） | ・盗難、漏えい、改ざんを防止する適切な措置が講じられているか | 適・否 |  |
| ⑥バックアップ（第6号） | ・バックアップが定期的に行われ、機密情報・個人情報が記録された文書及びそのバックアップに対して定期的な点検が行われているか | 適・否 |  |
| 3. 機密情報・個人情報の廃棄及び消去 |  |  |  |
| (ア)機密情報・個人情報の廃棄・消去（第7条第3項、第4項） | ・電子媒体を物理的に破壊する等、判読、復元できないようしているか・パソコン等にデータ消去用ソフトウェアを使用し、判読、復元できないようしているか | 適・否 |  |
| (イ)機密情報・個人情報の廃棄証明（第7条第5項） | ・機密情報・個人情報を廃棄又は消去した旨の証明書が提出されているか | 適・否 |  |
| 4. 責任体制の整備 |  |  |  |
| (ア)業務責任者、業務従事者（第8条、第9条） | ・業務責任者及び業務従事者を定め、書面による報告がなされているか・内部における監督、指示に基づく責任体制が構築されているか | 適・否 |  |
| (イ)派遣労働者（第10条） | ・業務を派遣労働者に行わせている場合、労働者派遣契約書に所定の事項を記載しているか | 適・否 |  |
| (ウ)教育の実施（第11条） | ・業務責任者及び業務従事者に対して必要な教育が実施されているか | 適・否 |  |
| 5.再委託の有無（委託契約本文） | ・再委託を禁止している場合、契約に反して再委託が行われていないか（契約書等で再委託を認めている場合は、事前承認が必要であるにもかかわらず、事前承認なく再委託が行われていないか）・再委託の条件等について契約書、仕様書に記載がある場合、その内容を満たしているか | 適・否 |  |

　　　　　　　年　　月　　日

 （所属又は受託者名）

　　（報告書作成者職・氏名）

令和７年度がい者によるデータクレンジング委託業務仕様書

**１　業務名**

令和７年度障がい者によるデータクレンジング委託業務

**２　業務の目的**

本業務は、大分県のオープンデータとして公開予定のデータのクレンジングを行い、オープンデータの取組を推進する。その際、障がい者就労施設等からの優先調達を行い、障がい者の社会参画を推進する。

**３　用語の定義**

本委託業務において使用する用語は以下のとおり定義する。

　（１）データクレンジング

委託者が指定するデータについて、大分県がオープンデータとして公開する事を前提とし、そのために必要なデータ形式の検証、変換、補完、突合等の処理、その他必要な修正作業等を行うこと。

**４　業務内容**

（１）データクレンジング業務

（データクレンジングについて）

・委託者の指定するデータについて、データクレンジングを行い、メール等により、委託者へ納品すること。

・委託者の指定するデータ毎に納品時期を協議して決定する。ただし、最終の納品時期は委託期間を超えないものとする。

・データクレンジング業務に従事する者（以下、「業務従事者」という。）は、大分県が定める「令和７年度大分県障がい者優先調達推進方針」に規定された県内に事業所（または活動拠点）を有する障がい者就労施設等で従事する障がい者であること

・納品されたデータについては、おおいたオープンデータカタログサイト等を通じて、大分県においてオープンデータとして公開する。

（対象データについて）

・仕様書別紙１に掲載された１７データセットを対象とする。ただし、データを所管する所属におけるデータの有無や公開の可否等により、データの種類、量が変動した場合は、委託者と協議し、変換するデータを決めること。

・仕様書別紙２に記載するファイル命名規則及び仕様書別紙３に記載する項目定義を遵守すること。

（２）業務遂行体制の整備

・業務従事者へのサポート体制の構築や、作業マニュアルの活用により、スムーズに業務を遂行できるような体制づくりを行うこと。

・本業務に携わる業務従事者やサポート担当職員の状況や人数、役割分担を示した体制図について、業務報告書に記載すること。複数の事業所等の連携による場合は、施設ごとに体制図を作成するとともに、全体の連携体制図を示すこと。

・上記を踏まえ、本業務に従事する毎月あたりの人役（人日数など）を示すこと。

（３）上記に付随する業務

・（１）、（２）についての業務報告書を作成し、提出すること。ファイル容量が大きい等の事情がある場合は、納品方法について事前に委託者に相談すること。

・委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。

・その他、事業の運営に関して必要なこと。

**４ 成果品**

本業務によって制作された以下のものについては、成果物として提出すること。

・データクレンジング済みデータ

・業務報告書

**５　委託期間**

　　契約締結の日から令和８年３月１９日までとする。

**６　支払方法**

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

**７ その他業務実施上の条件**

1. 本業務により作成し、委託者に提出した成果物の所有権及び著作権は大分県に帰属するものとし、大分県において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
2. 受託業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において受託業務を完遂すること。
3. 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
4. 受託者決定から契約締結の間に委託者と契約内容を詳細に協議すること。
5. 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
6. 受託者は、情報セキュリティに関して、独立行政法人情報処理推進機構などの公的機関が注意喚起している事項等を踏まえ、本事業実施に係る情報セキュリティの確保のために適切な措置を行い、その責任を負うこと。
7. 受託者は、本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者と十分協議すること